

魚津市告示第152号

魚津市就学援助に関する要綱の一部改正について

魚津市就学援助に関する要綱（令和5年魚津市告示第125号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条 - 第 4 条 （略） （就学援助の <u>支給限度額</u> ） 第 5 条 就学援助の <u>支給限度額</u> は、別表のとおりとする。 第 6 条 - 第13条 （略） 別表（第 5 条関係） 【別記】 様式第 1 号・様式第 2 号 （略）	第 1 条 - 第 4 条 （略） （就学援助の <u>支給額</u> ） 第 5 条 就学援助の <u>支給額</u> は、別表のとおりとする。 第 6 条 - 第13条 （略） 別表（第 5 条関係） 【別記】 様式第 1 号・様式第 2 号 （略）

【別記】

改正後

別表（第5条関係）

費 目	対 象 品 目 等	対象者	支給限度額（年額）
（略）	（略）	（略）	（略）
オンライン学習 通信費	オンライン学習に必要となる通信 費等の費用	市内在住の準要保 護者	<u>15,000円</u>
注意事項 （略）			

改正前

別表（第5条関係）

費 目	対 象 品 目 等	対象者	支給限度額（年額）
（略）	（略）	（略）	（略）
オンライン学習 通信費	オンライン学習に必要となる通信 費等の費用	市内在住の準要保 護者	<u>14,000円</u>
注意事項 （略）			

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の魚津市就学援助に関する要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。